

平成 24 年度第 2 回足立区防災会議 会議録要旨

日時

平成 24 年 12 月 5 日 (水) 10:30 ~ 11:45

場所

足立区役所本庁舎中央館 8 階災害対策本部室 (特別会議室)

出席者

・防災会議委員 62 名中、52 名出席

会議内容

1 開会 (司会: 宇田川災害対策課長) (10:30 開始)

2 会長挨拶 (会長: 近藤区長)

3 議事 (議事進行: 近藤区長)

(1) 「足立区地域防災計画 震災対策編 (平成 24 年度) [原案]」について

(説明: 川口危機管理室長)

(説明: 山下防災計画担当課長)

(2) 改訂スケジュールについて (説明: 山下防災計画担当課長)

以下、議事における質疑、意見、回答内容。

<p>【議事 1】 「足立区地域防災計画 震災対策編 (平成 24 年度) [原案]」 について</p>	<p>「議事資料 1・2・参考資料」に基づき、川口室長、山下防災担当課長より説明後、近藤会長より質疑確認。 (有馬委員)</p> <ul style="list-style-type: none">先日、花畑地区で実施したマンホールトイレの設置訓練では、マンホールの蓋がバールなどの工具を使用しても簡単に開かないなど、設置に 1 時間程かかった。設置に時間がかかったものの、避難所におけるトイレの確保方法として、非常に有効であると感じている。ぜひ全避難所で実際に設置訓練をやっていただきたい。また、マンホールトイレを囲うテントは、土の地面への設置を想定された作りとなっており、舗装された道路上などの場合、固定するペグを打ち込むことができず、近くのフェンスに紐で縛るなどして対応した。道路上での設置を見越した仕様の変更は検討されているのか。 <p>(危機管理室)</p> <p>一部の避難所では設置訓練をしている状況である。今後も訓練の実施を推進していきたいと考えている。また、テントの固定方法については、各避難所で条件が異なるため、各避難所で効率的な固定方法を検討いただければと考えている。</p> <p>(有馬委員)</p> <p>花畑団地の町会・自治会でも個別にマンホールトイレを配備したいという要望が出ているが可能か。</p> <p>(危機管理室)</p> <p>マンホールトイレの配備にあたっては、都下水道</p>
--	---

局との調整が必要である。今後設置を検討させていただく。

(区長)

地域の防災力向上に向けては、自治会の役割は大きい。地域の方々が町会・自治会へ何を期待しているかというアンケートでは、「防災面」と回答された方が多い。そのため、町会・自治会に対する防災・減災のための支援をより充実していきたい。それを地域の方へしめしていくことで加入者や加入予定者への安心に繋がるのではないかと考えている。

(東京消防庁第六消防方面本部)

- ・ 皆さんと一緒に、かねてより防災訓練を実施している。その中で危惧しているのが、避難所の安全であり、避難所が被災した場合の代替や避難手順等の検討が必要であると考ええる。

特に、密集市街地に立地する避難所では、周辺で火災が発生した場合、消防による対応が遅くなることも想定される。避難所の防御対策も今後考えていただきたい。

そのため、区民消火隊や区民レスキュー隊に合わせて中学生消火隊の活動が重要になってくると思われる。さらに進めていただきたいと思っている。

(危機管理室)

具体の代替案が出来ているわけではないが、密集市街地等での火災等が起きた場合の火災シミュレーションは行なえる体制になっている。準備は今後行っていく予定である。そのための考え方は示していく。

(区長)

足立区の先進的な取組みである中学生消火隊の活動に関係機関が支援していく必要がある。指導していただく消防署、消防団のご協力が不可欠である。今後ともぜひお願いしたい。また、区内の小中高大まで範囲を広げた連携や活動ができるようにしていければと考えている。

(消防団)

- ・ これまでも発災を見越した訓練を行なっている。特に、消火活動の一助となるスタンドパイプの配置計画を教えていただきたい。また、区内には多くの町会・自治会等があるが、年々加入率が減少している。これに向けた対応が必要であると考えている。転居者には、加入を勧めているがなかなか結果に結びついていないのが現状である。

地域の防災力向上には、自治会への加入率の増加が不可欠である。区として、住民へ呼びかけて欲しい。

(危機管理室)

スタンドパイプは、今年度より総合危険度が高い地域への配備を予定しており、その後も総合危険度

が高い地域や区民消火隊が結成されている町会・自治会から順次配備を進め、全ての町会・自治会への配備を目指している。

(地域のちから推進部長)

区内には、約 430 の町会・自治会があるが、平均加入率は、57%である。転入世帯を対象をしぼり、宅建業者と協力して、区内の物件購入等を検討されている方に町会・自治会等への加入に関するのチラシとくに地域地域で特色のあるものを配付することを調整しており、早晩実現する予定である。また、マンション管理組合に働きかけを行う等加入率の向上に向けた取組みを継続していく。

12/15日 庁舎ホールで行われる町会・自治会の事例発表会にて取組みの良い例があるため、参考にさせていただきたいと考えている。

(区長)

これまで区民の自治会への加入は任意としてきた。今後は、区の方考え方を示し、積極的な加入をお願いしていく。

(綾瀬警察署)

- ・ 東日本大震災の際は、東京武道館(足立区綾瀬)を一時避難場所として開放し、約 500 名の避難者に対し毛布や食料等を配付した。翌日 9 時には、公共交通が復旧し、解散となった。この時の反省点として、一時避難場所を開設していることを駅周辺滞留者等へ広報出来ればよかったと感じている。

(区長)

被災者への PR の必要性は認識している。荒川に架かる鉄道等の復旧については、鉄橋の安全性が確認出来なければ動かせないということか。

(東京メトロ)

基本点検が完了していない状態では動かせない。また、鉄橋は足場が悪いため、歩行には適していない。北千住駅から綾瀬駅間は、確認に時間がかかると考える。

(区長)

鉄道の復旧に時間がかかるという前提にたった場合、北千住駅から綾瀬駅間は歩く必要がある。どのような経路で誘導するかその時々によって経路設定が必要になるため、非常に難しい課題であると考える。

(有馬委員)

- ・ 発災時の学童保育児童への対応も課題である。東日本大震災の際は、花畑住区センターでは、3名引き取りのない児童がいた。そのため、3人分の食料を準備した。住区センターには、備蓄がない。

預かる児童は 40~50 名いる。数名位の備蓄はしておいたほうが良いのではないか。また、最終的には最

寄りの避難所へ誘導するような仕組みを作っていた
だくと良いと思う。

(地域のちから推進部長)

発災時は、住区センターへ区職員が向かう決まり
となっており、東日本大震災の日は、それが機能し
ていた。また、現在の備蓄については、十分とはい
えないが、児童へのおやつの備蓄はあるため、全く
ないという状況ではない。今後、備蓄内容の充実に
ついて検討が必要であると認識している。

(東京消防庁第六消防方面本部)

- ・ せっかくこのような詳細な計画原案が出来たので足立
区防災会議のメンバーによる図上訓練を行なってはど
うか。訓練を行うことで本計画上の課題が見えてきて、
より良くして行けると考える。

(区長)

これだけ厚い計画が出来ても絵に描いたもちで
はいけないと思っている。新年度を目処に実施の方
向で考えたい。ただし各機関とも業務等スケジュール
があるため、時期・内容等は今後調整させていただく。

(有馬委員)

- ・ 本文中に「防災区民組織」が頻繁に出てくるが、庁
内を含め一般の方には、「防災区民組織」の構成及び
役割内容が浸透していないと思われるがいかがか。ま
た、「防災区民組織」と「町会・自治会」がほぼ同じ
構成であることを踏まえると「防災区民組織(町会・
自治会)」や「防災区民組織(町会・自治会等の会員
で構成されている)」などと併記や注釈を入れてはど
うか。

(事務局)

記載方法については、検討させていただく。言葉
の定義のような説明は、改訂計画 P38 に「防災区民
組織は、町会・自治会を母体として組織されている
区民の自主的な組織である。」と記載されている。
また、現在町会・自治会における「防災区民組織」
の結成率は約9割となっており、概ね全ての町会・
自治会で組織されている。

- ・ 改訂計画 P462 及び P463 の「イ 代替輸送手段の確
保」で船舶事業者について言及されているが、対象と
なる河川とその対応内容は決まっているのか。

(国土交通省荒川下流事務所)

発災時の帰宅困難者等が発生した場合の輸送等
支援のための使用を想定し、荒川に架かる笹目橋よ
り下流部にリバーステーションとして緊急用の船
着場を整備している。実際に人や物資を輸送する場
合、都が船舶を準備し、国が船着場を貸し出す対応
となる。

(東京都第六建設事務所)

現在都の建設局では、実際の避難において、「船着場の鍵の管理」から「避難誘導の実施者」といった個別具体的内容について検討を進めている。

- ・ 綾瀬川も対象となっているのか。

(東京都第六建設事務所)

綾瀬川には、船着場等は設置されていない。

(都市建設部)

綾瀬川について、現在の護岸形状では船着場等の整備は難しい。今後、スーパー堤防化等の検討の中で、国や都と調整し設置を検討していきたい。

(国土交通省荒川下流事務所)

東京都が東京都屋形船連合会等と協定を結び船舶の確保を行なっている。また、東京都が帰宅困難者の代替輸送訓練を実施している。

(消防庁)

東京都屋形船連合会とは協定を結んでおり、陸路閉塞時の人材や物資の運搬手段は確保している。

- ・ 区内には荒川や綾瀬川など多くの河川があるが、土手や堤防などの施設の耐震性はどうか。

(危機管理室)

現状の想定上、区内の橋梁が落橋することは考えにくい。先程の代替輸送については、現在仕組みとして確立はしていないが、既存の水難救助の仕組みを活用することなど検討していきたい。

(都市建設部)

今後、各橋梁の精密診断を実施すると共に、落橋を想定した対応についても検討していく。

(国土交通省荒川下流事務所)

東日本大震災の際は、震度5強であったが橋梁への影響はなかった。今後、橋梁が落橋するようなL2地震動について検討が必要である。特に、震度7クラスとなると、水門等に影響が出ることが考えられる。そのため、水門は電源供給が途絶えた場合でも開閉ができるように、自重降下を備えた設備に更新するといった対策を検討している。

堤防等の土工部については、地震動による沈下が考えられるが、復旧の際は、土盛りをすれば対応できるといった早期の対応が可能である。

国としては、被害を軽減するとともに、早期の復旧に向けた仕組みづくりを行っていく予定である。

(浅香委員)

- ・ 備蓄の再検討をお願いしたい。特に、アレルギーをもったお子さんが増えているように感じるが、アレルギー対応食品(低たんぱく米等)は、災害時の入手が困難になる可能性があるため、増配備する必要があるのではないか(アレルギー対応食品をアレルギーの無い人が食べることは出来るので、アレルギーをもった人がいない場合でも無駄にならない)。

	<p>(事務局) 区としては、避難者数を想定した備蓄量を検討している。また、自宅避難者等も視野に入れ、備蓄計画の見直しを行っていく予定である。</p> <p>(危機管理室) アレルギー対応など社会的ニーズの変化にも対応出来るよう検討を行っていく予定である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 改訂計画の P466 の「女性や災害時要援護者の視点も踏まえた避難所運営体制の確立」として、避難所へ女性専用トイレを設置していただきたい。また、先日の会議では、町会単位でスコップを備蓄に追加し、公園に穴を掘るなどして仮設的にトイレを確保するような案も出ていた。 <p>(事務局) 備蓄計画と同様に、女性の視点到配慮した避難所運営についても検討していく。校庭の下に埋めているアースイントイレや学校周辺のマンホールを活用したマンホールトイレ、備蓄品として、ダンボールによるトイレを備蓄している。女性専用トイレについては、避難所運営会議へ対応を働きかけていく。</p>
<p>【議事 2】 改訂スケジュールについて</p>	<p>「議事資料 3」に基づき、山下防災計画担当課長より説明後、近藤会長より質疑確認。 委員より質疑、意見事項なく了承される。</p>

4 その他 特になし。

5 閉会 (司会：宇田川災害対策課長)(11 : 45 終了)

「足立区地域防災計画」については、今後、東京都等関係機関と意見等の調整を行わせていただいたうえで、今年度中に平成 24 年度版として策定する予定である。

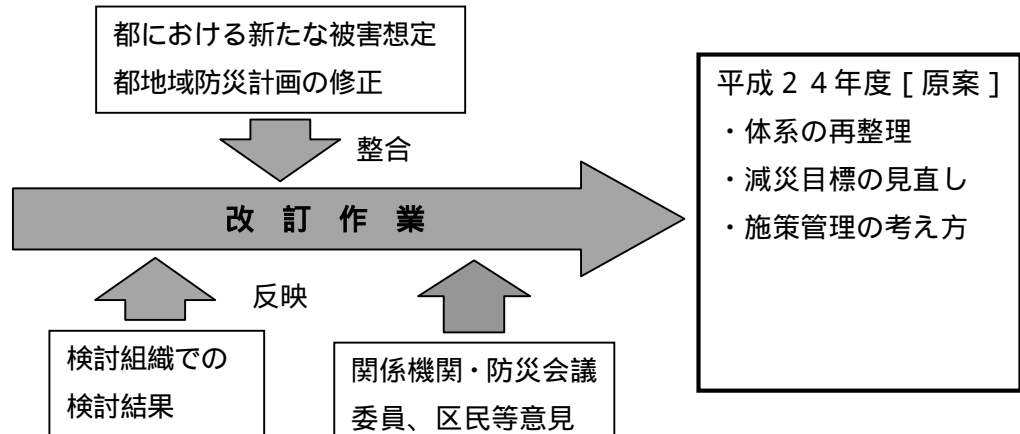
原案作成にあたっての検討経緯

改訂に当たり、12の検討分野と分野毎に具体的な検討項目を挙げ、庁内の検討組織等で検討を行った。また、区民・関係機関等の意見を踏まえ「足立区地域防災計画 震災対策編（平成24年度）[原案]」を作成した。

これまでの検討における結果（概要）と計画原案への反映状況について、以下のとおり整理する。

【検討の流れ】

平成23年度
暫定修正版
（現計画）
・改訂が必要と
判断される検
討項目（12の
検討分野）



検討項目		検討結果（概要） （ ）内は、原案該当箇所
12の検討分野	検討項目	
1 地域の連帯 による防災 力の強化	防災教育・啓発の拡充	現況を区民に理解してもらう手法を検討する。 ・「あだち防災マップ」の配付・「あだち広報」に防災知識などの随時掲載・「足立区ホームページ」にて区の防災対策を掲載・「足立区洪水ハザードマップ」の配付（一部無償配付）・日刊紙など報道機関に対し、防災計画、防災訓練を随時発表・町会・自治会などで実施する防災講演会、NPOなどと協力し、講演会・勉強会避難所運営会議などでの普及啓発。 (第2部第2章第5節予防対策第1-2)
	地域単位での地域防災計画作成の推進	各町会、自治会が防災計画をつくりやすい環境をつくる。 区は、避難所の運営のために複数町会・自治会などで組織された避難所運営会議に対して、訓練計画の立案やマニュアルの修正、訓練実施の支援を行う。(第2部第2章第5節予防対策第2)
	防災リーダー・防災アドバイザー及び自主防災組織の育成・強化	地域の防災を担う人材不足を補う必要がある。 災害時、救出・救護や避難誘導など、地域の応急対応の中核として防災関係機関OBなど、知識、技能を有する方々が有効に活動できる体制を構築する。(第2部第2章第5節予防対策第2)
	防災訓練の拡充	実効性のある防災訓練や啓発活動を行う必要がある。 従来の校庭や公園などを会場として実施する防災訓練とは違い、実際の街区などを訓練会場として訓練想定を設け、街頭消火器などを使った消火や、けが人に対する応急手当、倒壊建物からの救出・救護など臨機応変に対応していく発災対応型防災訓練を推進していく。(第2部第2章第5節予防対策第1-3)

検討項目		検討結果（概要） （ ）内は、原案該当箇所
1 2 の検討分野	検討項目	
2 帰宅困難者 対策の再構築	徒歩帰宅者の発生抑制	<p>多くの企業で従業員への対応方法を決めていなかった。帰宅困難者発生抑制の方針等が不明確であった。</p> <p>イ 事業者における施設内待機計画の策定 事業者は、協議会で取りまとめた「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に、従業員等の施設内待機に係る計画を作成し、あらかじめ事業所防災計画または事業継続計画（BCP）に反映させておくことが重要である。その際、可能であれば、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組みへの参加等についても計画に明記する。 （第2部第9章第5節予防対策第1）</p>
	一時待機施設等の確保	<p>駅周辺の第一次避難所に帰宅困難者が集中した。</p> <p>区は、都市開発の機を捉え、大規模な新規の民間建築物に対して、一時滞在施設の整備を促進する。</p> <p>区が所有・管理する施設を一時滞在施設として指定する。地域の事業者等に協力を求め、必要に応じて、大規模集客施設（ホール、映画館、学校など）や民間施設について、一時滞在施設の提供に関する協定を締結するよう求める。</p> <p>事業者や学校等は、区や都の要請に応じて、管理する施設を一時滞在施設として提供することを検討し、受入れ可能な場合は、区と協定を締結する。</p> <p>事業者団体は、加盟事業者に対してそれぞれが管理する施設を一時滞在施設として提供することについて協力依頼を行う。 （第2部第9章第5節第3）</p>
	帰宅困難者対策体制の強化	<p>帰宅ルートを知らない人が多く、休憩場所も少なかった。</p> <p>行政機関、通信・交通事業者、事業者、学校等は、連携して徒歩帰宅訓練等を実施し、災害時帰宅支援ステーション、赤十字エイドステーションの開設や企業等の帰宅ルールの検証など、徒歩帰宅支援の充実を図る。</p> <p>徒歩帰宅訓練は、参加者が実際に徒歩帰宅することにより、家までの経路、途中の支援施設などを把握し、運動靴や携帯可能な食品など、徒歩帰宅に必要な備品を認識し、備蓄等の契機とするよう行う。（第2部第9章第5節第4）</p>
	学校及び企業等の帰宅困難者対策の促進	<p>学校や企業などでしばらく待機するための体制が不足していた。</p> <p>学校等は、学校危機管理マニュアル等に基づき、校舎内での児童・生徒の安全確保に向けた体制整備や、発災時における児童・生徒の安全確保のため、あらかじめ保護者等との連絡体制を周知徹底しておく。</p> <p>学校等は、児童・生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、飲料水、食料等の備蓄する。</p> <p>従業員等が企業等の施設内に一定期間待機するためには、必要な水、食料、毛布、簡易トイレ等をあらかじめ備蓄しておく必要がある。その際、円滑な備蓄品の配布ができるよう、備蓄場所についても考慮する。高層ビルに所在する企業等においては、エレベーターが停止した場合に備え、備蓄品保管場所を分散させておくことも考慮する必要がある。また、従業員個々に事前に備蓄品を配布しておくなど、配布作業の軽減（第2部第9章第5節第1）</p>
	物資備蓄体制の整備	<p>待機場所、避難場所の備蓄を検討すべきである。</p> <p>東京都帰宅困難者対策条例に基づき、区内の事業所は、従業員等の施設内待機のための計画を策定し、従業員等への周知や3日分の備蓄の確保などの取組を行う。（第9章第4節第1）</p> <p>都市開発の機会を捉え大規模な新規の民間建築物に対して従業員用の防災品備蓄倉庫等の整備を促進する。（第2部第9章第3節第4）</p>

検討項目		検討結果（概要） （ ）内は、原案該当箇所
1 2の検討分野	検討項目	
2 帰宅困難者 対策の再構築	帰宅支援策 の強化	都心区から徒歩帰宅者が流入し、その対応が必要となった。 徒歩帰宅が困難な災害時要援護者のために、バスや船舶などの代替 輸送手段を確保する。（第2部第9章第4節第4）
3 流通網の途 絶に備える 物流・備蓄 対策の推進	備蓄品目の 見直し	季節や天候に対応した備蓄が不十分。 物資の確保に当たっては、被災時期を考慮し、夏季には扇風機等、 冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。 備蓄品目によっては区内業者等との連携を密にし、調達協定をもっ て備蓄にかえ、必要に応じ提供できる体制を確立する。 （第2部第11章第5節第1）
	物資の備蓄 拡充	避難の長期化による備蓄量の不足が考えられる。 発災直後は道路障害物除去作業が完了していないことや、人命救助 活動が優先されることにより、長距離の物資輸送が困難と予想され る。そのため、発災後3日間は原則として地域内備蓄で対応するも のとし、区と都との役割分担等を整理した上で、発災後3日間で必 要となる食料・水・生活必需品等を備蓄などにより確保する。 また、避難者の多様なニーズに応え、物資の供給を円滑に実施する ため、物販事業者（小売事業者等）との新たな連携等により、強固 な調達体制を構築する。（第2部第11章第4節第1）
	燃 料 の 調 達 ・ 確 保	震災時の燃料不足が懸念される。 区は、東京都エルピーガス協会足立支部及び東京都燃料小売商業組 合北千住支部と協定を締結し、対策を進めている。協定の実効性を 高めるため、関係機関の協力を得ながら実践的な訓練を実施すると ともに、発災後の連絡体制、燃料の搬送や受入れ体制など体制の整 備を進める。 （第2部第11章第5節第6）
4 被害軽減に 向けた予防 対策の推進	建物の耐震 化及び家具 の転倒防止 の更なる促 進	公共施設、民間施設の耐震化を促進する必要がある。 災害時の避難所、被害情報の収集や被害対策指示等の応急活動の拠 点となる防災上重要な公共建築物の耐震化を、平成27年度までに 100%を目指す。また、地震発生時の広域的な避難や救急・消火活動 に資する、緊急輸送道路の沿道建築物について、重点的に耐震化を 推進することにより、平成27年度までに耐震化を100%完了する。（第 2部第3章第4節第2）
	木造住宅密 集地域の整 備・不燃化 の更なる促 進	密集市街地の延焼火災を抑制する必要がある。 木造住宅密集地域のうち、特に甚大な被害が想定される整備地域を 対象に重点的・集中的な取組を実施することにより、平成32年度ま でに不燃領域率を70%にし、市街地の不燃化を促進する。また、整 備地域において、市街地の延焼を遮断する主要な都市計画道路の整 備率を、平成32年度までに100%にする。（第2部第3章第4節第1）
5 消防力の徹 底強化と危 険物対策の 推進	消防力の向 上及び消防 水利の拡充	消防水利が不十分。 消防水利不足地域を解消し、震災時の火災による被害を抑制する。 （第2部第3章第4節第4）
	広域避難の 検討	複合被害を想定した避難場所の見直しが必要である。 広域避難プロジェクト等における検討や、避難シミュレーション等 の結果を踏まえて、実効性のある避難対策を構築し、自治体の枠を 越えた避難先の確保や避難誘導を含む避難の仕組みを構築する。（第 2部第10章第4節第1）

検討項目		検討結果（概要） （ ）内は、原案該当箇所
1 2の検討分野	検討項目	
5 消防力の徹底強化と危険物対策の推進	消防団の災害活動支援の促進	火災被害が多く発生するため、消防力が不足する。 区は、消防団の定員充足などの推進による体制の充実や発災時における地域住民・消防署などとの連携による円滑な災害活動の推進などを図る。（第2部第2章第4節第3）
6 区民等の避難対策の充実・強化	情報収集・伝達体制の強化	庁内や庁外へ情報発信するための体制がうまく機能しなかった。 区庁舎内、出先機関等区施設、防災関係機関等における防災行政無線の適正な配備、また、防災行政無線を補う通信手段としてのMCA無線の適正配備や新たな通信手段の導入等により、情報連絡体制を強化する。（第2部第7章第4節第1） 区や都、関係機関との災害情報の共有化を進めるとともに、迅速な報道体制と区民に提供する災害情報の充実を図り、自助・共助における意思決定を支援する仕組みを一層強化する。また、ソーシャルメディアなど新たな情報提供ツールを活用し、迅速な情報提供体制を整備する。（第2部第7章第4節第2） 地域住民相互間の安否確認手段の周知徹底、一時滞在施設等におけるSNSなど新たな情報基盤を強化など、都の通信手段の多様化方策との連携及び、その周知。（第2部第7章第4節第3）
	他自治体からの避難者の受入体制の整備	駅周辺などに避難者が集中した場合の対応を検討する必要がある。企業や学校などに所属していない行き場の無い帰宅困難者を待機させるため、一時滞在施設を確保する。（第2部第9章第4節第2） 広域避難プロジェクト等における検討や、避難シミュレーション等の結果を踏まえて、実効性のある避難対策を構築し、自治体の枠を越えた避難先の確保や避難誘導を含む避難の仕組みを構築する。（第2部第10章第4節第1）
	避難所の見直し・拡充	第一次避難所や第二次避難所（福祉避難所）の数や施設環境の不足に対する対策が必要である。 民間を含めた多様な施設との避難所施設利用に関する協定の締結を推進するなど、避難所の確保・充実に努める。 第二次避難所（福祉避難所）の指定においては、車椅子やベットの幅など支援に必要な装備などの大きさなどスペース等も可能な限り考慮することとする。 （第2部第10章第5節予防対策第2）
	女性、乳幼児・児童に配慮した避難所運営	女性、乳幼児・児童などへの対応を検討する必要がある。 安全性を考慮した避難所の確保を図るとともに、女性や災害時要援護者の視点も踏まえた避難所運営体制を確立する。（第2部第10章第4節第2）
	避難所における動物救護活動の明確化	ペットとの同行避難の方針が不明確である。 飼養動物を放置した場合には、野生化等の危険が生ずるために飼い主に対して同行避難を呼びかける。区は都や獣医師会足立支部と協力し、飼い主とともに避難した動物について飼養場所を確保する。災害時のペット対策NPO団体等も存在するため、各避難所のニーズを把握した上で、必要に応じて支援を要請する。（第2部第10章第5節応急対策第4）
	外国人のための多言語化の推進	避難所での外国人対応が必要である。 避難所の運営において、避難所ルールや配置図等の多言語化や、必要最低限の会話を可能にするツール等の整備、語学ボランティアの派遣、都の外国人災害情報センターからの情報提供の利用など、外国人に対する対策の検討を推進する。（第2部第10章第5節予防対策第3）

検討項目		検討結果（概要） （ ）内は、原案該当箇所
1 2の検討分野	検討項目	
6 区民等の避難対策の充実・強化	メンタルケア体制の整備	災害時の精神的なダメージやストレスに対応する必要がある。 避難所における健康相談、家庭訪問等でのこころのケアについての情報を収集し、対策を検討する。 被災住民の心的外傷後ストレス障害をも視野に入れて、メンタルヘルスケア体制整備を図り、被災の状況に即して活動する。 （第2部第8章第5節応急対策第1-4）
7 災害時要援護者対策の充実・強化	災害時要援護者に配慮した避難所の管理・運営	災害時要援護者に対する十分な配慮がない。 災害時要援護者支援対策検討会により、必要な対策の検討を進め、住民、関係機関および関係各部が連携して対策を実施する体制を確立する。（第2部第10章第4節第3）
	第二次（福祉）避難所の指定促進・拡充	二次避難所の充実、二次避難所への移動方法の確立が必要。 自宅や避難所で生活している災害時要援護者に対し、状況に応じ、医療や介護など必要なサービスを提供するため、あらかじめ社会福祉施設等を二次避難所（福祉避難所）として指定しておく。（第2部第10章第5節予防対策第3） 現在の二次避難所を確認し、必要に応じて指定基準の見直しを行う。 （第2部第10章第5節予防対策第3） 二次避難所では、要援護者の生活支援や心のケア等を行うため、要援護者の人数に応じ、保健師や看護師等の生活相談職員を配置する。 （第2部第10章第5節予防対策第3）
	災害時要援護者支援計画の作成	一人暮らし高齢者の状況把握が困難。 都と連携して65歳以上の病弱な一人暮らし等の高齢者や18歳以上の一人暮らし等の重度身体障がい者の安全を確保するため、緊急時に東京消防庁等に通報できるシステムの整備を進める。 （第2部第10章第5節予防対策第4）
8 発災時におけるライフライン機能の確保	ライフライン機能の復旧対策の強化	停電、電話通信の不通、上下水道の機能麻痺等への対応が必要。 水道・下水道施設等の耐震化や、被害発生から復旧までの間のバックアップ機能の確保、早期復旧に向けた仕組みづくりなど、ライフライン機能の確保に向けた対策を実施する。（第2部第4章第3節第2）
9 広域連携体制の強化による相互補完機能の確保	災害時相互応援協定の拡充・強化	あらゆる事態に備えた相互補完機能の確保が必要。 現在の23区や近隣自治体との連携体制の一層の強化や、国都、他自治体等と円滑な協力体制がとれるように区災害対策本部及び情報収集指令室の体制強化を図る。また、荒川や都立公園等、広域的な活動拠点の利用に関する取り決めを行っていく。（第2部第6章第4節第2） 災害対応の総合調整機能を強化するため、救出・救助活動を調整する救出部や医療救護活動を調整する医療部などの体制を強化し、自衛隊・警察・消防等との連絡調整機能の強化を図るなど区と関係機関とが連携して、本部の対処能力を向上するための体制を構築する。民間事業者団体等への要請を行うにあたって、都や国、他自治体との競合が発生しないよう考慮する。（第2部第6章第4節第3）
	ボランティア受け入れ体制の整備	区としてボランティアを受入れるノウハウが不足していた。 災害時のボランティア活動支援を想定した訓練を実施することや、災害ボランティアセンターの運用に係る具体的な事項に関する協議などにより、足立区社会福祉協議会、NPO市民活動団体などとのネットワークを構築する。（第2部第2章第4節第5）

検討項目		検討結果（概要） （ ）内は、原案該当箇所
1 2 の検討分野	検討項目	
1 0 新たな課題 への対応の 検討	新たな事象 や複合災害 等への対応 指針の作成	<p>複合災害等への対応が必要 複合災害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浸水被害の拡大：津波の発生を伴う元禄型関東地震が、高潮と同時に発生した場合には、堤防からの越流による浸水被害が生じる可能性がある。また、地震発生時に水門が機能しなかった場合には、浸水想定地域への浸水被害が想定されるほか、地震動や津波により、海岸や河川の堤防等が損壊した場合には、浸水被害が拡大するおそれがある。 ・避難所等を含む生活空間に浸水被害：梅雨期や台風シーズンなど降雨期に地震が発生した場合、雨水ポンプ場等の雨水管路施設の流下・排水機能が低下すれば、避難所等を含む生活空間に浸水被害が発生する可能性がある。 ・大規模火災：地震発生時には大規模な火災が発生し、被害が拡大する恐れがある。特に、建築密度が高く、不燃化率が低い地域では、甚大な被害がもたらされる可能性が高い。そのため、火災時の避難場所の確保が必要となる。 ・その他：地震により津波が発生する場合など、複合災害により避難者が混乱をまねく恐れがある。また、電話、Eメールの不通等も想定外に混乱を生じる恐れがある。 <p>複合災害の対策方針等は関連章に記載（第1部第2章第2節）</p>
	長周期地震動 対策の強化	<p>長周期地震動に関する情報提供等が不十分。 建築の特性に適した補強方策の事例や家具転倒防止対策などについて、建物所有者等に対し情報提供する。（第2部第3章第5節予防対策第3-2）</p>
	液状化対策 の充実・強化	<p>液状化に関する情報提供等が不十分。 既存の地盤調査データ、地盤調査の実施方法、対策の工法などについて、都が作成する「建築物における液状化対策の指針（仮称）」を基に、都と連携し区民に情報提供する。 昔の地形図を公開し、周辺における危険箇所の周知を図る。 液状化が発生しやすい地域における、建築物を対象とした対策工法などについて情報提供を行う。（第2部第3章第5節予防対策第3-1）</p>
	停電対策の 強化	<p>都市機能を維持するために不可欠な施設の停電対策が不十分。 上下水道や物流拠点など都市機能を維持するために不可欠な施設への自立・分散型電源導入や燃料供給体制等を確立する。（第2部第4章第4節第3）</p>
	津波防災の 普及・啓発	<p>津波防災意識の啓発を行っていない。 足立区の地域特性を踏まえた津波防災意識の啓発や訓練等を継続的に実施し、防災に対する正しい知識と体験を区民に広める。（第2部第5章第3節第3）</p>

検討項目		検討結果（概要） （ ）内は、原案該当箇所
1 2の検討分野	検討項目	
1 0 新たな課題への対応の検討	津波情報の収集・伝達体制の強化	区として津波情報の収集・判断基準があいまい。 区は、都とともに、防災行政無線や全国瞬時警報システム（J-ALERT）等の多様な受信手段を用いることにより正確な津波警報・注意報等をいち早く区民に伝達する体制を整備する。都の被害想定と足立区の地域特性に基づき、安全で的確な避難誘導體制の確立を図る。（第2部第5章第4節第1）
	津波避難対策の強化	最新の被害想定を踏まえた避難誘導のあり方が不明。 区の地域特性を踏まえた津波への対応や避難方法等についての周知徹底や、実践的な訓練等を通じ、地域防災力の向上を図る。（第2部第5章第4節第2）
1 1 原子力災害（放射能汚染）対策の充実・強化	情報収集・伝達体制の構築	放射性関連施設等被害等複合災害に対応する体制の確立が必要。 放射性物質等による影響が生じた際に、区災害対策本部として、被害情報等の情報の共有化や必要な連絡調整を行う等、区各部が連携して円滑かつ的確に対応できる体制を構築する。（第2部第12章第4節第2）
	区有施設及び区管理用地等の放射線量測定体制等の整備	区各施設等の測定体制の確立が必要。 これまでに各部でとられた様々な対応策を踏まえて、庁内における役割分担を明確化し、情報連絡体制を整備することで、より機能的に対応できる区の体制を構築する。 放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないという特殊性から、区民の不安払拭のための情報提供策を構築する。（第2部第12章第3節）
	飲料水及び食材等の放射線量測定体制の整備	飲料水及び食材等の放射線量測定体制の整備が必要。 モニタリング等の実施と、その結果についての情報提供をおこなう。（第2部第12章第5節応急対策第2）
	避難住民等の外部被ばく簡易測定	避難住民や区民の外部被ばく線量等の測定が必要。 区は今後、区内において原子力災害による放射性物質等の影響（以下「放射性物質等による影響」という。）が懸念される事態が発生した場合に備え、より迅速かつ機能的に対応できる体制を構築する。（第2部第12章第5節復旧対策第1）
	飲料水の供給体制の整備	飲料水等の供給が必要。 都被害想定より深刻な事態への対応方針として「飲料水の提供」を記載。（第2部第12章第5節応急対策末）
	区民への的確な情報伝達の強化（風評被害対策の推進）	事故時には情報不足による不安の増大を防ぐ必要がある。 放射性物質及び放射線による影響の特殊性を考慮し、大気、学校や公園等の空間放射線量率を測定し公表するとともに、健康相談に関する窓口を設置する等、区民に対する的確な情報提供・広報を迅速かつ的確に行う。（第2部第12章第4節第2）
1 2 庁内体制の充実・強化	業務継続計画（BCP）の充実・強化	BCPの充実、強化が必要。実際の復旧手順が不明確。 区は平成23年3月BCP【地震編】を策定しているが、同計画に基づき対策を実践するとともに、その結果を点検し見直しを行うなど継続的な取組を平時から実施するほか、地域防災計画の改訂などに伴って随時修正していくことが重要である。（第2部第6章第5節予防対策第2）

検討項目		検討結果（概要） （ ）内は、原案該当箇所
12の検討分野	検討項目	
12 庁内体制の 充実・強化	更なる分析・精査による各部業務の明確化	各個人の役割分担まで明確化してなかった。 各部長は足立区災害対策本部条例施行規則に基づき、あらかじめ部の課係が非常配備体制の種別に応じて措置すべき分掌事務について応急対策業務計画及び動員計画(部別行動計画)を定め、所属職員に周知徹底させておかななくてはならない。(第2部第6章第5節第1)
	職員の災害対応能力を向上させるための訓練の充実	マニュアル作成の個別部署での訓練が必要。 イ 各部の行動計画及びマニュアル等の策定・更新 各部長は足立区災害対策本部条例施行規則に基づき、あらかじめ部の課係が非常配備体制の種別に応じて措置すべき分掌事務について応急対策業務計画及び動員計画(部別行動計画)を定め、所属職員に周知徹底させておかななくてはならない。また、必要に応じて部別初動マニュアル等各種マニュアルを整備・更新し活動態勢を実行性あるものにするよう努める。(第2部第6章第5節第1)
	首都直下地震に係る国及び都の応援計画に対応した足立区広域受援計画の策定	国や都と協働のための計画が不十分。 現在の23区や近隣自治体との連携体制の一層の強化や、国都、他自治体等と円滑な協力体制がとれるように区災害対策本部及び情報収集指令室の体制強化を図る。また、荒川や都立公園等、広域的な活動拠点の利用に関する取り決めを行っていく。(第2部第6章第4節第2)

以上

現計画（平成 23 年度 暫定修正版）からの変更点

1. 全体構成の変更（原案 第 1 部 第 1 章 第 3 節 参照）

区及び防災関係機関が行うべき災害対策を、取り組む分野ごとに 12 分野に整理。
その分野ごとに具体的に記載。

分野ごとの記載は、対策の一連の流れを理解しやすいように配置し、地震前の行動「予防対策」、地震直後の行動「応急対策」、地震後の行動「復旧対策」の 3 つの枠組みに分けて記載。

第 1 部で総論、第 2 部で予防・応急・復旧対策、第 3 部で復興対策を定めている。

2. 減災目標の見直し（原案 第 1 部 第 5 章 第 1 節より）

減災の視点で、区と防災関係機関、そして区民、事業者等の役割を明らかにし、区民の生命、身体及び財産を災害から守るため、12 の分野に対して、足立区の現況や被害想定を踏まえて課題を抽出し、減災の目標を設定

減災目標を、大きく「人的被害（死者）の軽減」に関わる目標と「まちの早期復興」に関わる目標に分類。最終到達点を「死者をなくす」及び「区民生活の早期復興」と設定。

目標達成のための「区の災害対策の要点」

足立区の被害の特性を勘案し、効果的な対策を講じることが重要

- ・木造住宅が密集した地域に、倒壊、火災延焼などの大きな被害が想定されていることから、この地域の改善は重要な課題

建物の耐震化：防災上重要な公共建築物及び緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化 100%を目標に設定

火災延焼防止：木造住宅密集地域（整備地域）の不燃領域率 70%、主要な都市計画道路（整備地域）の整備率 100%を目標に設定

防災対策については、被災者の視点に立って対策を推進することが重要

- ・新たな都の被害想定では、足立区の人的被害の中で災害時要援護者の被害が多くを占める。そのため、災害時要援護者支援体制の強化が必要
- 災害時要援護者対策：災害時要援護者対策体制の確立を目標に設定

減災目標達成のための施策管理（原案 第 1 部 第 5 章 第 2 節より）

目標達成のために実施する 12 の分野の各施策の内、事前に準備できる予防対策については、その進捗の管理徹底を図るものとし、その仕組みづくり（管理体制及び管理帳票の整備）を行うものとする。

各取組の進捗が定量的に把握できる事項については、進捗管理表（巻末に掲載）により、進捗管理を行う。

改訂スケジュール

時 期	内 容	備 考
10月上旬	・防災関係機関への修正依頼	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との調整 (要望・指摘等の反映) ・関係団体等へのヒヤリング等
10月17日	第1回足立区防災会議 ・防災会議委員に対する足立区地域防災計画改訂素案の改訂方針等説明	
11月5日	・修正等の回答期限	
11月下旬	・「足立区地域防災計画 (平成24年度改訂)原案」の作成	各関係機関へ原案を送付 <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との調整 (適宜聴取)
12月5日 (本日)	第2回足立区防災会議 ・原案等説明	
12月上旬	・東京都への意見照会開始	関係機関等との最終調整
1月上旬	・パブリックコメントの実施 (12月25日号あだち広報に実施を掲載。1月上旬から1ヶ月間実施)	
2月下旬	・「足立区地域防災計画 (平成24年度改訂)案」の作成	
3月中旬	第3回足立区防災会議 ・「足立区地域防災計画 (平成24年度改訂)案」の決定	
3月中旬～末	公 表	